

大阪市水道局 特名随意契約結果（業務委託）（少額随意契約を除く）

11 月分

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由 (随意契約理由番号)</a>	WTO
1	令和3年度 庭窪浄水場外3か所計測設備 保守点検業務委託	機械等施設 点検・運転 —施設保守 点検整備	株式会社マコト電気	¥2,288,000	令和3年11月5日	地方公営企業法施行令第 21条の14第1項第2号	G3	—
2	令和3年度 水道局工事等積算システム改 修業務委託	情報処理— 情報処理	東芝デジタルソリューションズ 株式会社 関西支社	¥7,284,200	令和3年11月16日	地方公営企業法施行令第 21条の14第1項第2号	G4	—
3	令和3年度 配水情報システム機器保守業 務委託	各種施設管 理—通信設 備保守点検	三菱電機プラントエンジニアリ ング株式会社 西日本本部	¥6,600,000	令和3年11月19日	地方公営企業法施行令第 21条の14第1項第2号	G3	—
4	水道事業における新たな官民連携手法再 検討支援業務委託	調査・検査 —その他調 査	EY新日本有限責任監査法人 業務責任者	¥30,341,960	令和3年11月22日	地方公営企業法施行令第 21条の14第1項第2号	G4	—

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和3年度 庭窪浄水場外3か所計測設備保守点検業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社マコト電気

### 3 随意契約理由

本業務は、庭窪浄水場、柴島浄水場、巽配水場及び住吉配水場に設置している超音波流量計の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備は、株式会社日立ハイテクソリューションズが自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものを自社で生産していることから、保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、業務の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要があります。

当該設備にかかる保守点検業務は現在株式会社マコト電気に移管されており、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは株式会社マコト電気が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和3年度 水道局工事等積算システム改修業務委託

### 2 契約の相手方

東芝デジタルソリューションズ株式会社

### 3 随意契約理由

本業務は、土木工事等における設計積算業務の効率化及び迅速化、正確化を目的として開発し、施設整備や維持管理にかかる工事費の積算を行うために利用している水道局工事等積算システム（以下「本システム」という。）について、ミドルウェア更新対応及び機械・電気設備工事積算業務の間接工事費施工地域補正対応のシステム改修を行うものです。

本システムにつきましては、上記業者が開発を行ったもので、独自に構築されたプログラムとなっており、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、本業務の履行にあたり現在稼働中のシステムに障害が発生した場合には、業務への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧させる必要があります。

さらに、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能について、保証を持たせることができるのは東芝デジタルソリューションズ株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部工務課技術監理担当（電話番号06-6616-5524）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和3年度 配水情報システム機器保守業務委託

### 2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング株式会社

### 3 随意契約理由

本業務は、配水場内及び市内主要配水管路に設置された配水テレメータからの情報を画面に表示し、全市的な配水状況が確認できる配水情報システム（以下「本システム」という。）について、部品の定期交換を含む機器保守を行い、機能維持を図るものです。

本システムは、三菱電機株式会社が独自に開発を行ったもので、独自に構築されたプログラムとなっており、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、システムの全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

当該事業は三菱電機株式会社から三菱電機プラントエンジニアリング株式会社に移管されており、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確となり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは三菱電機プラントエンジニアリング株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部配水課（電話番号06-6616-5572）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

水道事業における新たな官民連携手法再検討支援業務委託

### 2 契約の相手方

E Y新日本有限責任監査法人

### 3 随意契約理由

本業務は、「大阪市水道PFI管路更新事業等（以下「本事業」という。）」の公募不調に係る原因分析及び事業手法の再検討を円滑かつ速やかに進めるために、応募者等へのヒアリングや、ヒアリング等を踏まえた最適な事業手法の比較検討等について、高度な専門知識（法務、財務、技術分野等）や豊富な経験を有する民間事業者から、具体的で適切な支援や助言等を受けることを目的とするものです。

本事業に関しては、これまで令和4年度の事業開始をめざし、令和2年10月から公募手続きを実施してきましたが、令和3年9月にすべての応募者から辞退届の提出により、優先交渉権者の選定には至りませんでした。

上記の状況を踏まえ、本事業の公募不調に係る原因分析等を行うためには、令和元年度から令和2年度の競争的対話に至るまで継続して受けてきた支援業務に係る、設計構造や検討経過等を熟知している必要があることや、これまで局のアドバイザーとして蓄積してきた知識や経験に基づく適切な助言等を受ける必要があることから、上記業者から引き続き支援を受けることが不可欠です。

また、大阪市PFIガイドラインにおいても、PFIアドバイザーは実施方針策定から一貫して支援することとなると記載されており、本事業の公募内容を十分に理解したうえで分析及びスキームの再検討を行うことから、同じアドバイザーが引き続き関与することが必要です。

よって、本業務を履行できるのは、令和元年度から継続して本事業の支援業務を実施しているE Y新日本有限責任監査法人が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局総務部経営改革課（電話番号06-6616-5412）